平成22年1月20日 21(達)第38号 平成28年3月28日 27(達)第92号

役職員の再就職あっせん等の禁止について

(目的)

第1条 この達は、日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の役員又は職員(以下「役職員」という。)の離職後の就職の規制に関して必要な事項を定め、もって、機構の業務の運営が適正かつ効率的に行われることを確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この達において、「営利企業等」とは、営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。
- 2 この達において、「子法人」とは、一つの営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人であって、その営利企業等が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数を保有する法人をいう。一つの営利企業等とその子法人又は一つの営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、その営利企業等の子法人とみなす。
- 3 この達において、「準関係法人」とは、営利企業等のうち機構との間の取引 高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人という。

(他の役職員についての再就職のあっせんの禁止)

- 第3条 人事に関する業務を行う役職員その他の役職員は、営利企業等に対し、 その職務上の地位を濫用し、又はその職権を濫用して、他の役職員をその離 職後に、又は役職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に 就かせることを目的として、その職務の公正性の確保に支障が生じるおそれ がある次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 役職員又は役職員であった者に関し、人事に関する情報(以下「人事情報」という。)を提供すること。
 - (2) 当該地位に関する情報の提供を依頼すること。
 - (3) 役職員をその離職後に、又は役職員であった者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求又は依頼すること。
- 2 前項の規定は、次の各号に該当する場合に、機構が人事情報の提供を行うことを妨げるものではない。
 - (1) 機構が、中長期目標、中長期計画等に基づき、技術移転等を行うために 営利企業等と技術協力協定等を締結した場合であって、当該技術協力協定 等にのっとり当該営利企業等に人事情報を提供する場合。ただし、この場 合においては、当該営利企業等ごとに別に定める承認基準に基づき、理事 長が承認することを要するものとする。
 - (2) 営利企業等から、機構に対し、原子力人材育成に資する高度な知識経験等を有する役職員に関する人事情報の提供の依頼があり、この依頼に対して人事情報を提供することが役職員の職務の公正性の確保に支障が生じない場合に、当該人事情報を提供する場合。ただし、この場合においては、別に定める判断基準に基づき、理事長が承認することを要するものとする。

(在職中の就職活動の禁止)

- 第4条 役職員は、その在職中に、その職務上の地位を濫用し、又はその職権 を濫用して、自己が離職した後に当該営利企業等又はその子法人の地位に就 くために、前条第1項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 2 前項の規定によるもののほか、役職員は、準関係法人に対し、離職後に当 該準関係法人の役員等の地位に就くことを目的として、前条第1項各号に掲 げる行為をしてはならない。
- 3 前項の規定は、役職員が準関係法人に対し、当該準関係法人の役員等の地

位に就くことを目的として、前条第1項各号に掲げる行為をすることにより機構の業務の公正性の確保に支障が生じないと判断し、理事長の承認を得た場合には適用しない。

(理事長への届出)

- 第5条 役職員は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50 条の11において準用する同法第50条の7第1項の規定に基づき、離職後 に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、理事長に届 け出なければならない
- 2 理事長は、前項の規定による届出を受けた場合、機構の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

附則

この達は、平成22年1月20日から施行する。 附則(平成28年3月28日 27(達)第92号) この達は、平成28年4月1日から施行する。